

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案	現行
（保証金の額） 第四十一条 法第二百九十一条第二項に規定する政令で定める保証金の額は、<u>二千万円</u>とする。ただし、保険仲立人の最初の事業年度終了の日後三月を経過した日以後においては、当該保険仲立人の各事業年度開始の日以後三月を経過した日（次条及び第四十四条において「改定日」という。）から当該各事業年度終了の日後三月を経過する日までの期間を対象とする保証金の額は、当該各事業年度開始の日の前日までの過去三年間に当該保険仲立人が保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額（当該金額が<u>二千万円</u>に満たない場合は<u>二千万円</u>とし、当該金額が八億円を超える場合は八億円とする。）に相当する額とする。 （保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の内容等） 第四十四条 保険仲立人は、法第二百九十二条第一項の保険仲立人賠償責任保険契約（次項において「賠償保険契約」という。）を締結する場合には、損害保険会社その他内閣府令で定める者を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。 一 保険仲立人に保険契約の締結の媒介に関して生じた損害の賠償	（保証金の額） 第四十一条 法第二百九十一条第二項に規定する政令で定める保証金の額は、<u>四千万円</u>とする。ただし、保険仲立人の最初の事業年度終了の日後三月を経過した日以後においては、当該保険仲立人の各事業年度開始の日以後三月を経過した日（次条及び第四十四条において「改定日」という。）から当該各事業年度終了の日後三月を経過する日までの期間を対象とする保証金の額は、当該各事業年度開始の日の前日までの過去三年間に当該保険仲立人が保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額（当該金額が<u>四千万円</u>に満たない場合は<u>四千万円</u>とし、当該金額が八億円を超える場合は八億円とする。）に相当する額とする。 （保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の内容等） 第四十四条 保険仲立人は、法第二百九十二条第一項の保険仲立人賠償責任保険契約（次項において「賠償保険契約」という。）を締結する場合には、損害保険会社その他内閣府令で定める者を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。 一 保険仲立人に保険契約の締結の媒介に関して生じた損害の賠償

の責任が発生した場合において、当該損害のうち一定の事由によるものを当該保険仲立人が賠償することにより生ずる損失（次号において「一定の事由による損失」という。）がてん補されるものであること。

二 一定の事由による損失の額が一定の金額を超える場合に限りその超える部分の額につき損失がてん補されるものである場合には、当該一定の金額が、保険仲立人の業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して金融庁長官の定める額以下であること。

三 当該保険仲立人の業務開始の日又は改定日から一年以上の期間にわたって有効な契約であること。

四 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

五 その他金融庁長官の定める要件

2

前項の賠償保険契約を締結した保険仲立人が法第二百九十一条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該保証金の額から二千万円を控除した額に相当する金額を限度とする。

の責任が発生した場合において、当該損害のうち一定の事由によるものを当該保険仲立人が賠償することにより生ずる損失（次号において「一定の事由による損失」という。）がてん補されるものであること。

二 一定の事由による損失の額が一定の金額を超える場合に限りその超える部分の額につき損失がてん補されるものである場合には、当該一定の金額が、保険仲立人の業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して金融庁長官の定める額以下であること。

三 当該保険仲立人の業務開始の日又は改定日から一年以上の期間にわたって有効な契約であること。

四 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

五 その他金融庁長官の定める要件

2

前項の賠償保険契約を締結した保険仲立人が法第二百九十一条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該保証金の額から四千万円を控除した額に相当する金額を限度とする。